

第 4 3 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2年10月19日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2019年度中学校であった部活動における「体罰」、「教師の暴力」、「不適切行為」について教育委員会に報告はなされていないが、学校において、報告等がなされた件についてわかるもの

- 2 同年11月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年12月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として作成又は取得しておらず文書不存在により、非公開とすると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件公開請求は、平成31年度（令和元年度）に名古屋市立中学校（以下「中学校」という。）で発生した部活動における体罰、教師の暴力及び不適切行為（以下「体罰等」という。）事案であって、教育委員会事務局の部活動の所管課（以下「所管課」という。）に報告されておらず、かつ、学校内においては報告等されている事案に関し、そのような事案の内容のわかる行政文書の公開を求めるものであるが、かかる行政文書が存在することがそもそも事務の取扱上、想定されず、また、何らかその判断を覆す特段の事情も存在しないことから、文書が存在しないと判断し、本件処分を行っている。

これは、いずれかの学校等において体罰等があった場合、当該事案を認識した学校長は、当該事案を所管課に対して報告するものとされているためである。

- (2) すなわち、部活動において体罰等が発生し、それを学校長が把握した場合には、学校長は、所管課に対して報告することとされている。
- (3) 体罰の報告は、国の通知によっても示されており（平成25年 3月13日付通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」）、同通知上「教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めること（通知第 4項(2)- 1）」、学校長に対しても「体罰を把握した場合、…（略）…、教育委員会へ報告すること」が必要であると記載されている。
- (4) 実施機関においても、学校等に対して国の通知を周知するとともに、毎年度すべての学校長に対し、体罰等と考えられる事案について、報告するよう周知徹底しているところである。
- (5) したがって、審査請求人が求める行政文書は、事務手続上、想定されないのであって、本件公開請求に係る文書を不存在とした実施機関の判断は適切である。
- (6) ところで、審査請求人は、「報告書は提出されていないが、学校が把握している件を指している。このことは、請求時等に、請求窓口で、（報告書は上がっていないが、各学校で実際にあった件）説明をしてある」と述べるが、審査請求人は請求時にも、その後のやりとりにおいても、上記(1)から(5)に述べた判断手法では不適切であることをうかがわせる具体的な主張はしていない。（審査請求人からは、請求に関係する事案の例として、自身が経験したという事案 1件及び関係者から伝聞したという事案 1件について説明された。しかしながら、自身が経験したという件は、学校名も具体的な体罰等の内容も述べられず、かつ、20年くらい前の事案というものであり、伝聞したという件は、本件公開請求の想定する事態（校長が体罰等を把握しながら報告しなかった）に該当する事案ではなかったため、実施機関として、上記の判断を改める事情はないと判断した。）
- (7) また、審査請求人は、「当該年度の部活動に関しての不適切行為といえる事例（教員の暴力、「体罰」を含む）」について、「公開しているといえる事案がある」と述べている。このことがいかなる件を指しているのか

は不明であるが、少なくとも公表されている又は審査請求人に公開している事案で、本件公開請求の想定する事態（校長が体罰等を把握しながら報告しなかった）に該当する事案はない。

(8) なお、この件に該当するかは定かではないが、当該年度の部活動に関して、第三者から実施機関に対し、体罰等にあたるのではないかという事案の情報提供があったため、所管課が学校に問い合わせた事案について、審査請求人から言及されたことはあるものの、当該事案も本件公開請求の想定する事態（校長が体罰等を把握しながら報告しなかった）に該当する事案ではなかった。

(9) 第4の2(4)の主張については、実施機関の事務の取扱上、かかる行政文書が想定されていないことは、すでに述べたとおりであるし、実施機関は、合理的に妥当な方法を超えて、審査請求人の望む行政文書の探索や確認をする義務までは有していないのであるから、かかる主張は失当である。

(10) 以上のことから、本件処分は適正に行われており、審査請求人の申し立てには理由がない。したがって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して、公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公開請求、審査請求の主旨にもなる、「体罰」もしくは、「体罰ではないかとして問題となり調査されたもの」についての報告書、以外について、中学校において報告等がなされた件、この趣旨は、報告書は提出されていないが、中学校が把握されている件を指している。このことは、請求時等に、請求窓口で、（報告書は上がっていないが、各学校で実際にあった件）説明をしてある。

(2) 児童生徒に対する、教員の不適切行為に対して、防止等を求めるものである。実態を知りたいということで、今回の請求を行っている。不適切事例があるということを認識している以上、放置できない。

2019年度の部活動に関しての、不適切行為といえる事例（教員の暴力、「体罰」を含む）は、実施機関はどのように判断しているか不明であるが、公開しているといえる事案がある。

(3) 2019年度の教員の不適切行為（暴力、「体罰」を含む）についての具体的な内容も含め、実態をすべて知りたいため請求に至った。本件処分は、存在しないとしているが、公表されている件があるように（学校に問い合わせがなされている）学校において、報告等がなされた件はありませんということ、あり得ないということになる。

(4) 所管課に報告するようになっていても、何らかの理由や都合で、中学校から報告書の提出がなされていないということもある。

不適切行為と判断されなかった場合は、報告書が提出されなかったということもありそうである。そうすると不適切行為については、なかったことになるということである。本件公開請求にたっては、中学校及び実施機関全体に対して調査を、行うことが求められる。そのうえでの判断がなされる必要があったということであるが、なされていない。所管課だけで早急すぎる判断だったようである。

(5) 「学校、管理職も含む教員」、もしくは所管課担当者が、不適切行為と認めなかった事例まで広げた調査が必要であるといえる。

(6) 本件公開請求に対して、実施機関は「所管課には報告されていないが、学校において報告等がなされた件についてわかるもの」ということからすると、所管課に報告されていないという前提であるので、所管課に報告されていないから不存在という主張は、明らかな誤りであるといえない。

(7) 最初から、中学校にあるものという請求内容であるから、中学校に対してあるかないかを聞くか、調査を行うかして存在・不存在を決定することが求められるべきである。実施機関は自らが、中学校に対して調査することをしないで、手元にないため不存在と誤った判断をした、と述べていることは、すみやかに、本件処分は取り消されるべきである。

(8) 体罰等があった場合…学校長は所管課に報告するものとされているということを主張されているが、これはそのようになっているという事であって、実態は異なっている場合もあること、報告等すみやかになされない場合もあるから、「体罰ではないかと問題とされ調査した…」という報告が

なされたと認識する。学校長判断で「体罰」報告がなされないことを防ぐためではないかと受け止めている。さらに保護者等に向けて「体罰に関する調査」がなされることになっている。

(9) 実施機関は、制度や法律が決まっているから、そのように実際に動いているという主張は、今回の場合は当てはまらないということは明らかである。不適切行為についても校長に求めていると弁明書にあるが、学校長が、その求められているように動いていたら、A学校の（体罰等）事案も、もっと早く表面化することができたと言える。同様、B中学校の事案についても言えることである。

(10) 校長が、…報告しなかった該当する事案ではなかったと弁明書にあるが、教員への聞き取りはしたかもしれないが、被害を受けた生徒、まわりの子どもなどは、聞きとったという記載はなかったと言える。これも、本来は問題となって調査したとなる事案ではあるが、調査も不十分、報告書も作成されていないといえる事例にもなるといえる。

(11) 公開請求がある以上、学校で報告のあったもの、学校が把握しているもの、などについて、報告が遅れているもの、失念されているものについて調査をする義務が処分庁にはある。

(12) 2021年 3月15日付け措置要求書（以下「本件措置要求書」という。）によると、教諭 2名が令和元年度と 2年度に生徒に対して体罰を行った。また、職員会議の場で体罰の詳細が全職員に発表された、とあることから、校長は、事実確認等を行った記録をもとに職員会議で発表がなされたことは明らかであり、今回の公開が求められる内容の文書といえる。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在として行った本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市が保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書は、中学校の部活動において発生した教員の生徒に対する体罰、教師の暴力及び不適切な指導に関する事案について、所管課へ報告されず、学校内で報告されたことがわかる行政文書であると解される。

(2) 実施機関は、体罰等の実態把握と事案発生時の報告の徹底のため、保護者等による随時の連絡のほか、保護者・児童生徒を対象に体罰に関する調査を実施し、体罰ではないかと疑われる事案を把握している。

(3) 学校長が体罰ではないかと疑われる事案を把握した場合、その事実関係を調査し当該事案が体罰であると判断したときには、調査年月日、調査のきっかけ及び調査して判明した事実を記載する定まった様式（以下「体罰報告書」という。）を作成し、当該事案が部活動に関するときには所管課へ報告することとなっており、体罰報告書は所管課で集約されている。

(4) この状況下、審査請求人は、所管課へ報告されていないが体罰について学校内で報告されていた本件対象文書が存在することを当然の前提としているが、審査会としては、審査請求人の主張に相応な根拠が認められない以上、これを認めることはできない。

したがって、実施機関が、本件対象文書の存在を仮定して、これを中学校及び実施機関が保有する行政文書の探索や確認をするまでの義務までは有していない旨の主張は、不合理であるとまではいえない。

(5) なお、第 4の 2(12)のとおり、当審査会からの調査に対して、審査請求人は本件措置要求書に記載された体罰事案について、当該事案が発生した中学校の校長が事実確認した際に取得・作成された行政文書が存在するはずであり、本件公開請求において決定すべきだったと主張している。

しかしながら、本件公開請求の内容は、第 2の 1のとおり抽象的かつ概括的なものであって、第 4の 2(3)で審査請求人が2019年度の教員の不適切行為について実態をすべて知りたいと述べていることも考慮すると、実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載になっているとは言えず、実施機関の判断は不合理とは言えない。

4 以上のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の主な経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月22日	諮問書の受理
令和 3年 3月23日	弁明書の受理
4月12日	反論意見書の受理
令和 6年 4月19日 (第71回第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第73回第 1小委員会)	調査審議
7月19日 (第74回第 1小委員会)	調査審議
8月9日 (第75回第 1小委員会)	調査審議
9月20日 (第76回第 1小委員会)	調査審議
9月30日	答申

第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

- 1 令和 6年 7月23日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 6年 8月30日までの意見書及び資料の提出を求めた。
※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、同一事件に関する事案又は類似事案を整理した上で、4つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。
- 2 同月25日、審査請求人から当審査会に対し、口頭で提出期限の延長を求める旨の連絡があった。
- 3 同月26日、審査請求人に対し、上記 1の調査内容は複雑ではないことから、

特段の理由があると判断できなければ、延長することなく決定することを予告し、同年 8月 7日までに具体的な理由を書面で提出することを求めた。

- 4 同月29日、審査請求人から当審査会に対し、理由の項目を記載した書面の提出があった。
- 5 同年 8月 9日、審査会は、審査請求人の延長の申し出について審査したところ、特段の理由は認められず、仮に審査請求人から意見書又は資料の提出がない場合でも、本件審査請求に対する審査会の結論をまとめることができるものと判断した。その上で、同日、審査請求人に対し、上記 2の延長の申し出には応じられない旨を通知した。
- 6 同月13日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 7 同月15日、審査請求人に対し、上記 6の書面のうち、本件調査に係る訂正箇所について回答するとともに、その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。
- 8 同月19日及び20日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 7の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 9 同月23日、審査請求人に対し、上記 8の書面のうち、本件調査の意見書等の提出にあたり必要と判断した部分について回答するとともに、再度その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。
- 10 同月27日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 9の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 11 同月30日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書及び資料の提出があった。
- 12 同年 9月20日、審査会は、上記11の意見書及び資料を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書及び資料の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例

第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川上明彦、委員 清水綾子、委員 渡部美由紀